

## 伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会

### 年間活動計画作成について

#### 1 特別委員会所管事項調査項目

伊勢茶の振興に関する条例の策定に向け、調査・検討を行うこと

#### 2 活動計画について協議

< 5月29日（水） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。  
例 伊勢茶の振興に関する条例案（仮称）の提出など
- (3) (1)の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。  
いつ頃、どのような方法で、どのような内容の調査を行うかなど  
例 執行部から聴き取り、参考人招致、県内外調査、委員間討議

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

#### 3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。